

“会社側に立証責任を”

水保
病 訴訟弁護団総会開く

水保病訴訟弁護団全国総会が六日午後二時から水保市湯出の喜久屋旅館に全国の公害地から訴訟支援の弁護団が集まって開き、情報交換した。その中で水保病訴訟については、今後因果関係などに

ついでに立証責任を被告のチツソ側にもたせるよう運動することなどを確認した。
総会には弁護団二百人と水保病患者、水保病対策市民会議会員、水保病を告発する会の会員など七十人が出席した。戒能進孝東京公害研究所長や井上正治九大名誉教授らの顔も見えた。
山本茂雄団長が「水保病裁判は従来の民事訴訟では解決できないものだ。これまでの判例や学説は

直接役に立たない。これらの古い考え方をどう破り、新しい法体制をつくるかがわたしたちの使命である」と決意を表明した。
また戒能氏は「裁判をやること

はわが国では悪いことのような感覚がある。しかし戦いもしないで負けいくさになるのは卑劣であり、市民の義務を果たしていないことになる。水保病裁判は勝たなければ裁判そのものが悪いのだ。また公害裁判では、服従（かし）も完全な条件を欠いている状態」も容認されなければならない」と無過失責任を企業側にもたせることを指摘し、注目された。

これに対し、渡辺榮樹訴訟派代表が「患者家庭は一致団結して皆さまの支持に従い戦います。正しい裁判ができるよう一層のご支援をお願いします」とお礼のことはを述べた。
経過報告では水保病発生時から五月二十日の第四回口頭弁論までの推移が説明されたが、このあと弁護団事務局の千場茂勝弁護士が基調報告の中で「通常の裁判では原告側に立証義務があるが、公害問題に限っては公害を出す企業側が技術的に不都合している。水保病裁判ではチツソ側に因果関係などの立証責任をもたせるよう強力な運動を展開する。また裁判のテンポを早めることも一つの課題だ」と語った。
各地からの参考見聞では新潟水

保病、富山イタイイタイ病、安中カドミウム公害、カネミライスオイル、大阪国際空港騒音公害など各弁護団代表が裁判などの実情を報告した。総会は午後五時半に終わり、同六時から患者との懇親会に移った。
なお、七日は午前九時から弁護団だけで今後の訴訟の進め方を討議し、午後は湯の尻リハビリやチツソ水保工場の排水口などを見

る。
また同日午後一時からは市公営で反安保・公害をなくす全国連帯水保集会が開かれる。席上、患者が訴訟支援を願えるほか、約一千人がデモ行進をする。